

基本手当日額の計算式及び金額(令和元年8月1日～)

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,500円以上5,010円未満	$y = 0.8w$
5,010円以上12,330円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5010) / (12330 - 5010)\}w$
12,330円超 15,140円以下	$y = 0.5w$
15,140円超	$y = 7,570$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,500円以上5,010円未満	$y = 0.8w$
5,010円以上12,330円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5010) / (12330 - 5010)\}w$
12,330円超 16,670円以下	$y = 0.5w$
16,670円超	$y = 8,335$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,500円以上5,010円未満	$y = 0.8w$
5,010円以上11,090円以下	$\begin{cases} y = 0.8w - 0.35\{(w - 5010) / (11090 - 5010)\}w \\ y = 0.05w + (11090 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
11,090円超 15,890円以下	$y = 0.45w$
15,890円超	$y = 7,150$

4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,500円以上5,010円未満	$y = 0.8w$
5,010円以上12,330円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5010) / (12330 - 5010)\}w$
12,330円超 13,630円以下	$y = 0.5w$
13,630円超	$y = 6,815$

(注)1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。